

イノシシの
保護及び管理に関するレポート
(平成27年度版)

2016年3月

環 境 省

はじめに

環境省では、2012（平成24）年度よりイノシシの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題について整理を行うこと等を目的として「イノシシ保護及び管理に関する検討会」を設置しました。

今後、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「イノシシの保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成22）年に作成された「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」について随時補足を行っていく予定です。

ガイドラインは以下の環境省のホームページでご覧になれます。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2d/index.html>

- 目次 -

- 2015（平成27）年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き 1p
- 今年度のレポートのテーマ 2p
- Step1：市街地出没パターンを理解する 3p
- Step2：市街地出没を抑制する 4p
- Step3：市街地出没した際の適切な対応方針や対応体制を整備する 7p
- トピック：動物由来感染症について -イノシシが感染源となる感染症- 12p

2015（平成27）年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き

2015（平成27）年

5月：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が5月29日に施行されました。注中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、ニホンジカとともにイノシシが指定管理鳥獣に指定され、指定管理鳥獣捕獲等事業が実施可能になりました。

また、各都道府県の動きとして、これまで38府県で策定されていた特定鳥獣保護管理計画は鳥獣保護管理法の施行により第二種特定鳥獣管理計画となり、さらに千葉県で策定されました。

今年度のレポートのテーマ

近年、イノシシが住宅地や都市部などの市街地へ出没し、人身被害や交通事故等の生活環境被害を引き起こす事例が頻発しています（図1）。全国的に、中山間地域の人口減少やイノシシの個体数増加・分布拡大が進んでいることや（図2）、イノシシが様々な環境に対して適応能力が高いこと等を鑑みると、今後イノシシの市街地への出没（以下、市街地出没）は増加していくことが危惧されることから、本年度はイノシシの市街地出没への対応をレポートのテーマとしました。

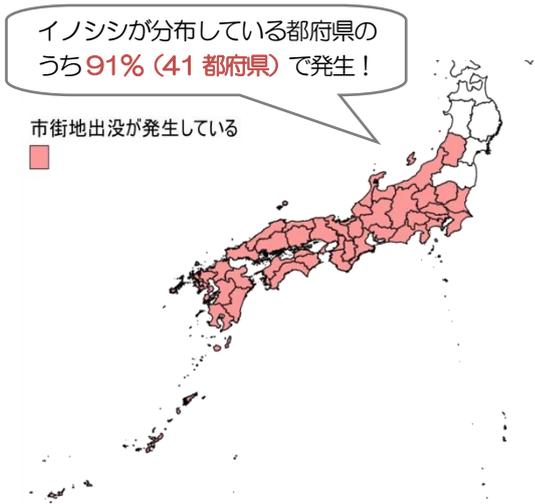


図1 イノシシの市街地出没が発生している都道府県
(都道府県鳥獣担当部署へのアンケート結果及び新聞記事等から作成)

イノシシ分布域(メッシュ数)

自然環境保全基礎調査

1978年のみ確認(33)

1978年と2003年の両方で確認(4857)

2003年に新たに確認(1836)

捕獲位置情報等による分布拡大状況

2011年に新たに確認(1735)

目撃情報等による分布拡大状況

2014年に新たに確認(577)

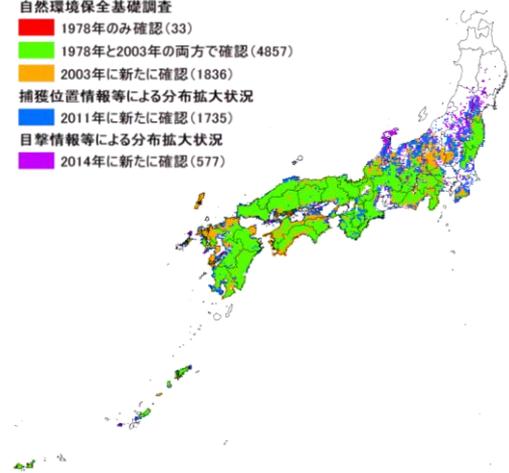


図2 イノシシの分布状況
(株式会社野生動物保護管理事務所 2015)

市街地出没の危険性・問題点

- ◆ 生活環境被害の発生
(人身被害、交通事故、ゴミ集積場を荒らす、家屋侵入等)
- ◆ 出没個体への対応は、住民や作業者に危険が伴う
- ◆ 出没への対応には、様々な関係機関や地域との調整が必要
- ◆ 動物由来感染症が伝搬することがある

Topic

レポートの目的:イノシシの市街地出没への適切な対応について理解を深める

Step1: 市街地出没パターンを理解する

Step2: 市街地出没を抑制する

Step3: 市街地出没した際の適切な対応方針や対応体制を整備する

Step 1：市街地出没パターンを理解する

イノシシの市街地出没は、**出没した個体の警戒心（人慣れ度合い）**や**出没頻度、出没原因等によりいくつかのパターンに分けられ、パターンに応じて取り組むべき対策も異なります**。本レポートでは、大きく3つのパターンに分類しました。出没が発生した際には、速やかに現場の状況を確認し、出没原因等から出没のパターンを判断し、今後の対策につなげていく必要があります。

イノシシの分布域が急速に拡大している状況を鑑みると、パターン1からパターン2、3へ急速に進行することが考えられます。特に、パターン2で対策を講じない場合は、パターン3に進むことが多いため留意が必要です。



出没パターン1：突発的にイノシシが出没

- 人への警戒心：高い
- 市街地周辺環境への定住性：低い
- 出没頻度：ほとんどない

出没パターン2：市街地周辺の環境に慣れたイノシシが出没

- 人への警戒心：高い
- 市街地周辺環境への定住性：高い
- 出没頻度：低い

要注意！
分布拡大が進むなかで、
多くの地域で起こる可能性が高い



【出没原因】人には慣れていないが、市街地周辺に生息可能な環境があり、そこを恒常的に利用している個体が偶発的に出没（例：市街地への移動ルートとなる緑地や河川の利用、市街地周辺の未収穫果実・街路樹のどんぐり類等による非意図的な誘引）→偶発的な場合が多い。誘引物を放置したままにすると、出没が頻繁になり人慣れ・市街地への恒常的出没へつながる。



出没パターン3：人慣れた特定のイノシシが出没

- 人への警戒心：低い
- 市街地周辺環境への定住性：とても高い
- 出没頻度：高い

【出没原因】長期間の誘引物の放置とその利用により人慣れが進んだ個体が恒常的に出没（例：生活ゴミの放置などの非意図的な誘引、餌付けなどの意図的な誘引）

Step2：市街地出没を抑制する

イノシシが市街地へ出没してしまった際に、とれる対応は限られています（P.7～9）。まずは、イノシシが市街地へ出没しないために、**出没抑制対策を実施することが重要**になります。出没パターンにより出没原因が異なるため、パターンに合った適切な出没抑制対策を実施していくことが必要になります。

出没パターンに応じた適切な出没抑制対策

出没パターン1：突発的にイノシシが出没する

- ◆ 出没が発生した場合には、イノシシの生息情報（周辺自治体の情報、周辺地域の痕跡情報など）を収集する
→今後も出没が予想される場合には、出没パターン2に向けた対策が必要となる

出没パターン2：市街地周辺の環境に慣れたイノシシが出没

- ◆ イノシシの生息情報の収集
→分布域の拡大や個体数が増加し、痕跡等が増加している場合には要注意！
- ◆ 市街地周辺の森林地帯等での捕獲による個体数のコントロール
→出没個体の母集団となる個体数を減らす
- ◆ 市街地への移動ルートの遮断
（藪の刈り払い等の環境整備により、イノシシの好適生息地を除去）
- ◆ 非意図的な誘引物（堅果類、放置果樹等）の除去・管理
- ◆ 箱わなの適切な利用
→不適切な餌まき等により、餌付け個体となる可能性がある

事例1

出没パターン3：人慣れした特定のイノシシが出没

- ◆ 誘引物の徹底した管理
→意図的：餌付け者への注意・指導
→非意図的：ゴミ等の管理、住民への普及啓発
- ◆ 人慣れ個体の除去→特定個体を捕獲することで出没がおさまることがある
- ◆ 市街地周辺での捕獲
→市街地を恒常的に利用している可能性の高い個体の数を減らす
- ◆ 市街地周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロール
→出没個体の母集団となる個体数を減らす
- ◆ 市街地への移動ルートの遮断
（藪の刈り払い等の環境整備により、イノシシの好適生息地を除去）

事例2

事例1

事例1

事例 1

長崎県平戸市の取り組み

平戸市では、2008（平成 20）年頃までは市街地周辺の農耕地における農作物被害と、それに伴う生活被害が少し見られた程度でした。しかし、2012（平成 24）年頃には、被害発生場所がより市街地中心部に接近し、住宅地での生活被害が顕在化しました。そのため平戸市農林課では、2013（平成 25）年度から課内にイノシシの被害に特化した『鳥獣被害対策班』を設置しました。また、『まちなか被害対策事業等』により、イノシシの市街地出没を抑制させるために、以下の取り組みを行っています。



正しい知識の普及

イノシシの生態や被害防除方法等について学ぶ研修会である『イノシシ大学』（対象：市民・猟友会等）や出前講座（対象：集落等の小規模自治単位）の開催
→正しい知識の普及と被害防除意欲の向上により、イノシシ被害の急激な増加・拡大を抑制します。

環境整備・防護柵設置

地域住民自らがイノシシ被害対策に取り組めるよう、『被害防止対策重点地区モデル事業』により、地域ぐるみでイノシシ被害防止対策に取り組む団体に対して補助を行っています。

2013（平成 25）年度は 2 地区において、地域でイノシシの目撃情報を持ち寄って出没マップを作成しました。その後、イノシシの出没地点の見回りや市街地への移動ルートの特定を行い、そこでの草刈りを行うことで人家周辺のイノシシの好適な生息地をなくしたり、防護柵を設置することでイノシシの侵入ルートを遮断したりしました。

市街地周辺での捕獲防護柵設置

『特区捕獲隊育成事業』により、地域ぐるみでイノシシの捕獲に取り組む団体に対して補助を行います。有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業制度（旧 1303 特区制度）を活用し、箱わなの購入や管理費用、免許取得にかかる費用の補助を行い、市街地周辺での住民自らがチームを組んでイノシシを捕獲する体制づくりを促進させています。



餌付け禁止を呼びかけるチラシ
(長崎県平戸市 HP より)

事例 2

兵庫県神戸市の取り組み



神戸市では、1965（昭和 40）年頃から六甲山南麓で登山者等による餌付け行為が始まりました。1990（平成 2）年頃には東灘区・芦屋市でイノシシの市街地出没による人身被害が増加したため、2002（平成 14）年にイノシシの餌付けを禁止する『神戸市のいししからの危害の防止に関する条例』が制定されました。条例のもと2004（平成 16）年に『餌付け禁止規制区域』が設置され、現在では東灘区・灘区・中央区の一部が指定されています（図3）。

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/industry/boar/>

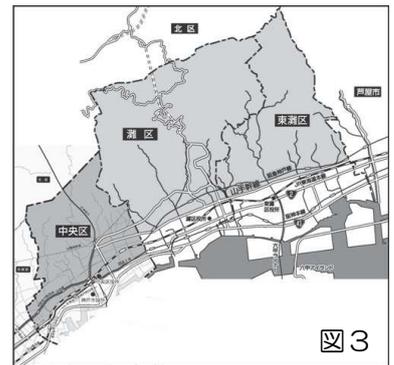


図 3

徹底した餌付け管理

『イノシシ餌付け監視員』を配置し、以下の取り組みを実施しています。

- 餌付けが頻繁に行われている場所のパトロール
- 餌付け者に対する注意喚起・指導
- 住民への普及啓発（餌付け禁止に関するチラシの配布、ポスターの掲示等）

また、2014（平成 26）年には条例が改正され、悪質な条例違反者（餌付け者）に対する措置が強化されました（参照：<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/industry/boar/>）。

イノシシ餌付け監視員

2011～12 年：市のイノシシ餌付け禁止対策事業（緊急雇用就業機会創出事業）の一つとして設置

2014 年～：市が独自予算で民間会社へ委託

2015 年～：外部委託に加えて、専門員（嘱託職員）3 名を配置

神戸市からのお知らせ

餌付けされたイノシシに人が襲われる事故が発生しています!!

イノシシ被害の最大の原因は、人間による「餌付け(エサやり)」です。指定日時を守らない「ごみ出し」も「餌付け」をしているのと同じです。(クリンステーションが汚される被害も多発しています。)

山にエサが残りから熊に出るの危険はないの？
イノシシの餌付けは、熊の出る危険を増やします。熊の出る危険を増やさないためには、餌付けを控えることが大切です。

それ以外にイノシシ被害に悩まされているの？
イノシシは、人を襲ってしまふ危険な動物です。この人が「餌付け(エサやり)」をしていない限り、イノシシは人を襲う危険はほとんどありません。しかし、餌付けをすることで、イノシシは人を襲う危険が増えます。餌付けを控えることが大切です。

ご注意ください!!
出沒地域では外出時(特に夜、買い物袋を持っている場合)はご注意ください。もし出会ったら、刺さず、ゆっくりとその場を離れてください。

神戸市では条例に基づき、東灘区・灘区・中央区の一部をイノシシへの餌付け行為等を禁止する規制区域に指定しています。違反者には **警告 命令 公表** の措置があります。

【神戸市のいししからの危害の防止に関する条例】第 5 条第 1 項に基づく規制区域

- 東灘区・灘区・中央区の一部を規制区域とする
- 規制区域に指定された区域にイノシシの餌付け行為等を禁止する
- 東灘区、灘区及び中央区内の一部、例外集約が別に規定する区域とする

規制区域以外では
●イノシシを襲うまてはいけません。また、イノシシの糞となる可
能な場合は、糞を踏まないよう注意してください。

●神戸市は条例に基づき、餌付け行為等を禁止する措置を
とることができます。違反者は、罰金に処せられる場合があります。

●罰金に処せられる場合は、神戸市動物管理センターに
届出をお願いします。届出をすることで、罰金を減額する
ことができます。

条例の詳細は、神戸市ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp> で確認してください。【イノシシ専門 熊 等】

人々の生活を守り、野生のイノシシを守るために、イノシシへの餌付けをなくしましょう。餌付け禁止! ごみ出しは、指定日・指定時間(午前5時～午前8時)を守りましょう。

お問い合わせ先
神戸市鳥獣相談ダイヤル 078-333-4408
(午前9時 00分～午後9時 00分 年末年始は時間変更、年中無休)
※イノシシのほか、アライグマ捕獲等の相談も受け付けています。

イノシシの餌付けに関するお問い合わせは、動物管理センターへお問い合わせください。

神戸市動物管理センター 078-333-4351 | 受付：午前9時～11時

餌付け禁止を呼びかけるチラシ
(兵庫県神戸市 HP より)

Step3：市街地出沒した際の適切な対応方針や対応体制を整備する

出沒パターンにより、イノシシの出沒原因は異なり、イノシシの行動も異なります。イノシシの出沒パターンに合わせて、適切な対応及び事前の対応体制の整備が必要です。出沒が発生した際には、現場の状況を確認し、出沒原因等から今後の対応を考えましょう。

出沒パターンに応じた適切な対応方針及び対応体制

出沒パターン1：突発的にイノシシが出沒

イノシシの行動：パニックに陥り興奮状態であるため危険

対応方針：出沒個体を除去することで出沒はなくなる（適切な誘導により森林へ返す、誘導檻を用いた捕獲等：詳細は P.9 で紹介する市街地出沒対応マニュアルを参照）

対応体制：事前に周到な組織を整備することは、出沒する確率と整備する労力を比較すると効率性は低い

→イノシシの保護・管理に関連しない行政窓口に出沒情報が通報された際にも適切に対応ができるよう、関係機関の連携・連絡体制の整備・基本的な対応の定期的な確認及び情報共有を行うことが望ましい

出沒パターン2：市街地周辺の環境に慣れたイノシシが出沒

イノシシの行動：パニックに陥り興奮状態であるため危険

対応方針：出沒地周辺に痕跡が多い場合は、今後イノシシの出沒頻度が高まる可能性があるため、出沒抑制対策の徹底や組織的な体制づくりが求められる

対応体制：関係機関（行政機関、警察や消防、狩猟免許所持者、専門家等）が連携・協議し、市街地へ出沒した際の連絡体制・対応体制の構築、対応方法の技術普及（定期的な研修等）を行う

出沒パターン3：人慣れした特定のイノシシが出沒

イノシシの行動：長期間にわたり餌付けされた個体は警戒心が低く、人慣れしているため、襲いかかる等の危険性がある

対応方針：少数の特定個体が餌付け等により出沒している場合は、出沒個体の除去が有効である。多数の餌付けされた個体が出沒し、今後も継続することが予想される場合は、出沒パターン2と同様の対応方針となる

事例3

対応体制：出沒パターン2に加えて、日常的なパトロールや常時対応できる体制を整備する必要がある

事例3

兵庫県神戸市の取り組み

神戸市では、イノシシが出没した際の緊急対応の体制を構築しています。

イノシシが出没現場において人身被害等の危険性が非常に高く、緊急の対応が必要な場合と、イノシシが出没現場におらず（逃げた等）、住民等への注意喚起等の対応ですむ場合に分けて対応しています。

捕獲体制の整備

神戸市では、イノシシが出没した際に危険性が高く、出没現場において捕獲や追い払い等の対応が必要となる場合に出動する『イノシシ緊急捕獲班』を設置しています。班員は、有害鳥獣捕獲班を有する市内猟友会支部の猟友会員が担っています。人身被害の発生が多い地区では、支部ごとに交代で緊急対応の待機を依頼しています。

また、猟友会員の高齢化が課題となっているなか、狩猟免許取得・更新費の補助をし、捕獲者の確保に努めており、成果が上がっています。今後は、捕獲技術の向上を目的とした人材育成を進めていく必要があります。

Point

捕獲対応ができる人材（神戸市では猟友会）の協力が不可欠

通報体制の整備

これまで、市民からの有害鳥獣（イノシシやアライグマ）による被害等の通報や相談は、区役所と市（産業振興局）で受け付けていましたが、近年増加傾向であるため、2015（平成27）年4月に通報等を一括して受け付ける専用の『鳥獣相談ダイヤル』を設けました。市役所・区役所の閉庁時間を含む8:00～21:00の時間、年中無休で受け付けています。市や区のホームページ、広報誌、チラシ等で普及を図っています。

専用ダイヤルを設けたことで、これまでよりも通報件数が増加しました。寄せられた情報については、市が実施する有害鳥獣捕獲活動等の有害鳥獣対策に活用しています。

- ◆ 出没情報：鳥獣相談ダイヤル→区役所→猟友会

必要に応じて、わなの設置等の対応を依頼

- ◆ イノシシ餌付け情報：鳥獣相談ダイヤル→市（産業振興局）

囑託職員による情報収集・指導等

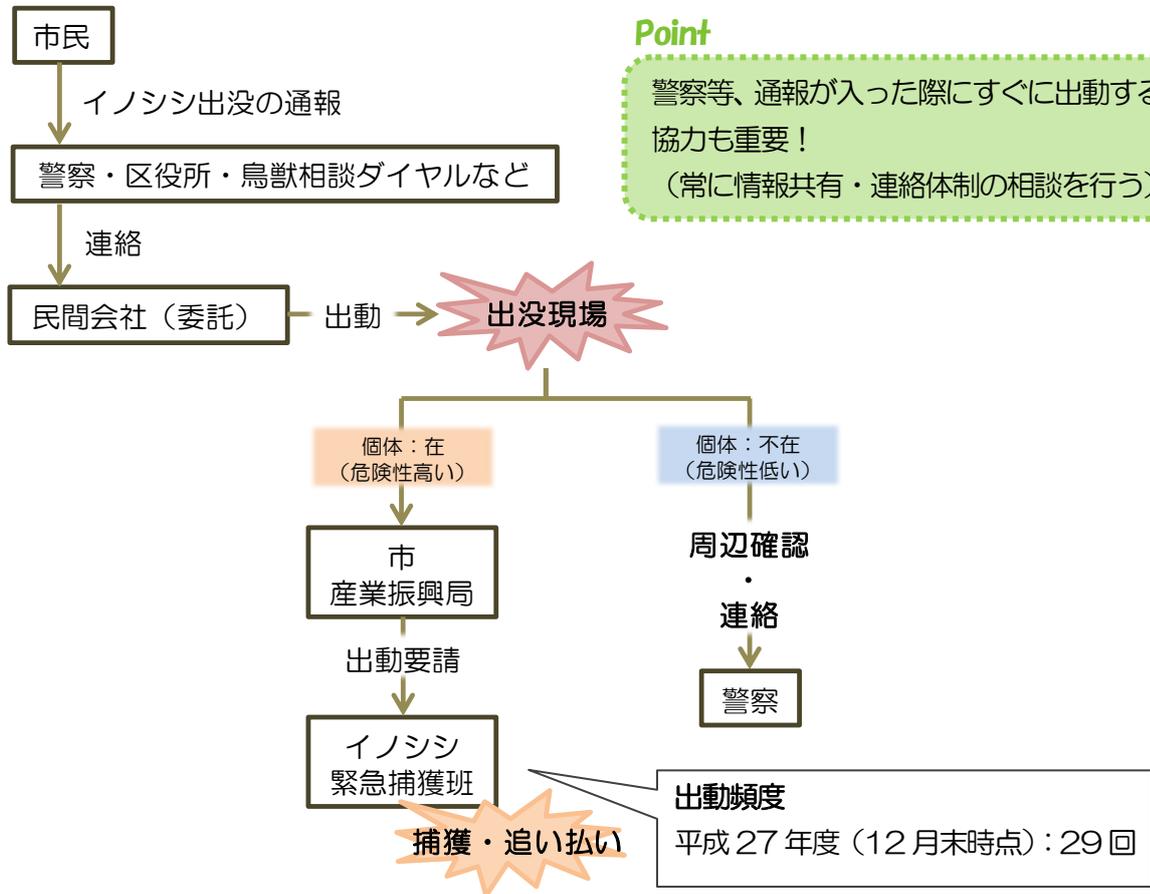
- ◆ 事故発生（緊急案件）：鳥獣相談ダイヤル→緊急対応事業者（民間会社）→P.9の連絡体制へ

Point

出没情報や被害情報を一括して収集する体制が重要！

イノシシ緊急連絡体制の整備

以下の連絡体制の下、365日24時間体制で対応しています。



市街地出没対応マニュアルの紹介

長崎県：<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2014/01/1389920417.pdf>

香川県：<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/data/1105/pdf/manual.pdf>

福岡県：http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/151920_50780316_misc.pdf

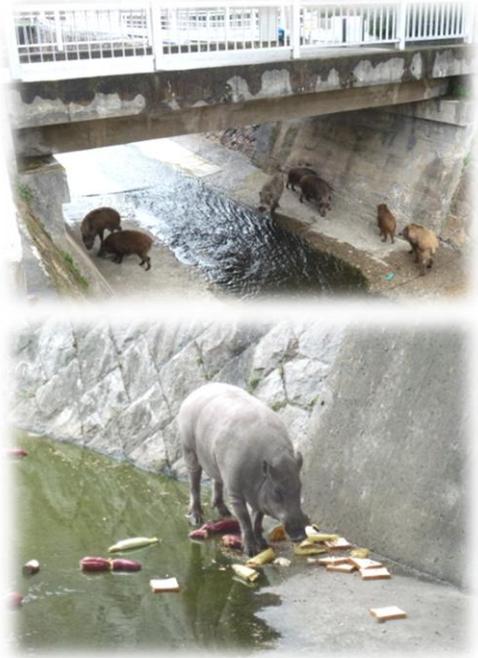


麻醉銃による対応 神戸市 市街地河川内におけるイノシシの捕獲

市街地を流れる天上川に複数頭のイノシシが入り込み、一部の
人により餌付けが行われた結果棲みついてしまいました(写真)。
住宅密集地での捕獲が難しいため解決できずになりましたが、河川
管理者である兵庫県が捕獲に向けた事前調査を開始したこと、生
活環境被害防止のため住民から捕獲の要望が高まったことから、
捕獲することにしました。捕獲の実施にあたり、兵庫県、神戸市、
警察署、捕獲作業者(野生動物専門の民間会社)で捕獲時期・方
法、捕獲後の処分・搬出方法等について綿密に協議し、約1年
間かけて捕獲体制を整えました。

! 事前準備を十分に行い、関係機関で役割分担して
対応する必要がある!

天上川に棲みついたイノシシと餌付けの実態



捕獲方法 麻醉銃

鳥獣保護法の改正により、都道府県知事の許可を受けたものに限り、住居集合地域等に出没した野生鳥獣を
麻醉銃で捕獲等(麻醉銃猟)することが可能となりました。詳しくは、以下のパンフレットを参照してください。

住居集合地域等における麻醉銃猟の対象は原則としてニホンザルとされていますが、神戸市の事例では慎
重な検討の上、イノシシの市街地出没への対応として実施しました。麻醉銃猟を行う場合、実施に伴う危
害等の防止が十分確保されている場合のみ実施が可能です。以下に、麻醉銃猟を実施する際の状況例を示
しました。(参照：『住居集合地域等における麻醉銃の取り扱いについて』 <http://www.env.go.jp/nature/choju/>)

住居集合地域等における麻醉銃猟を実施する際の状況例

※捕獲のための許可は必須
(有害鳥獣捕獲許可+住居集合地域等における麻醉銃猟の許可)

イノシシが恒常的に出没し、人慣れが進み生活環境被害を及ぼ
しており、対処法として現地での麻醉銃猟が適切と判断された
場合に限られる

イノシシの生態や捕獲作業、麻醉銃の取り扱い・麻醉薬の使
用についての知識及び高い技術を有する作業者が実施する

イノシシの行動が一定程度制限されている場所であり、安全
に作業が可能である
捕獲作業中に一般市民やマスコミ等の安全確保ができる場所
である

箱わな等を用いた捕獲など他の手
段と安全性や迅速性を比較・検討し
た上で適切と判断される場合

特殊な状況下で麻醉銃を使用する
ため、必要に応じてこの条件を満た
した機関や団体等へ依頼するのが
望ましい

イノシシは他の鳥獣に比べ麻醉
が効きにくく、麻醉銃で撃たれた
ことにより対象個体が興奮し、作
業者・周辺住民・住宅等に危害や
損害を及ぼす場合がある

捕獲実施体制

事前調査により、天上川（1.8km）に12頭のイノシシがいることを確認しました。市街地という特殊な条件下であることから、役割や指示系統を明確にし、十分な安全管理体制のもと実施する必要があるため、事前調査から得られた出没場所・時間等から捕獲計画を作成し関係者に周知しました。実際の捕獲作業は、県職員、市職員、警察官、捕獲作業者、運搬処理業者を含め15名程度で実施しました。

以下に、神戸市の事例における役割分担と配置図を紹介します。（提供：株式会社野生動物保護管理事務所）

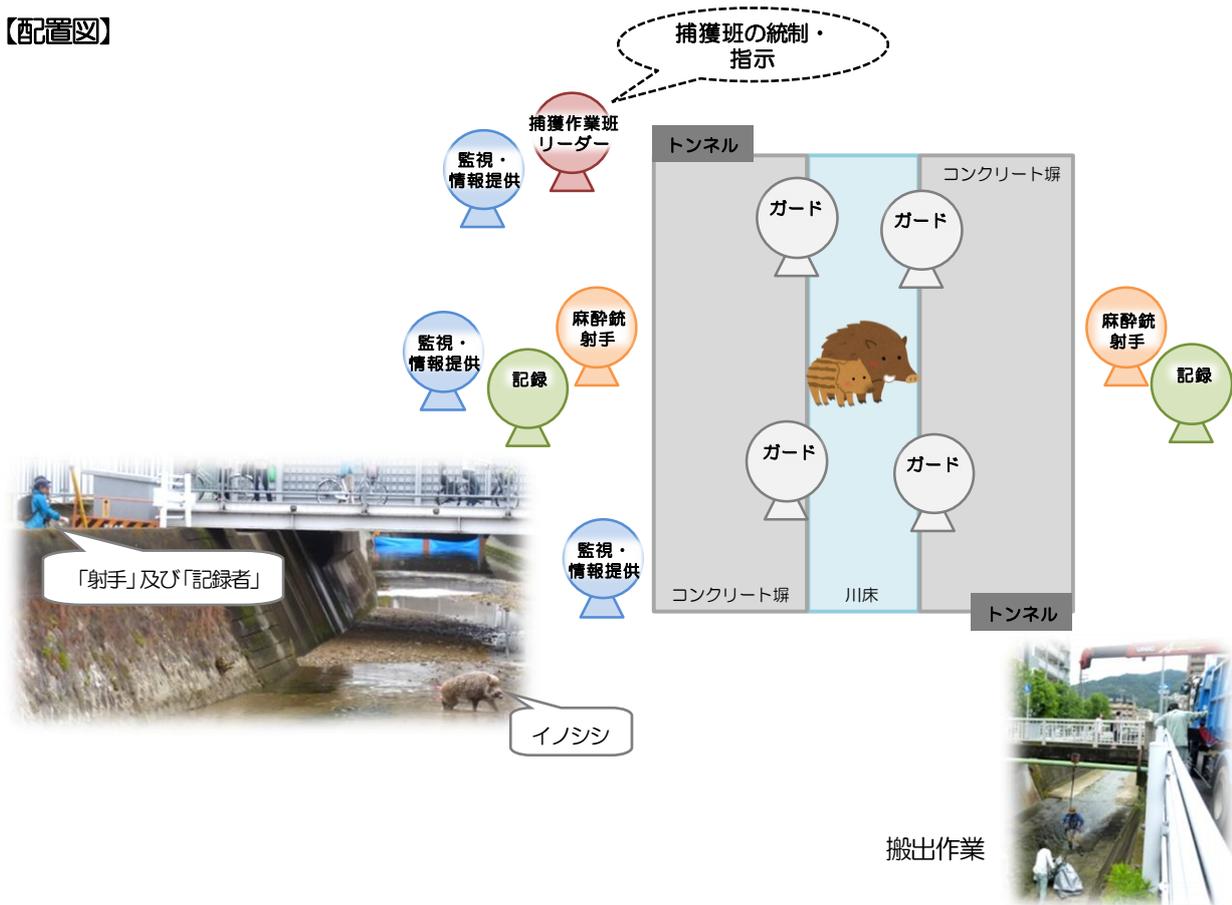
【役割分担】

役割・所属		作業
統括	県職員	業務監督
監視等	県職員、市職員、警察	出没監視・情報提供・住民対応
捕獲作業班リーダー	民間会社	全体の状況把握及び作業指令
麻醉銃射手*	民間会社	出没個体の不動化
記録者	民間会社、県研究機関	作業記録、捕獲個体の計測、試料のサンプリング等
ガード・麻醉個体監視	民間会社、県研究機関	イノシシのトンネルへの逃走抑止、囲い込み（防護盾、シート等で防御）
搬送	運搬処理業者	殺処分個体の回収及び処理施設への運搬

※：麻醉銃捕獲の十分な経験・技術を有する（麻醉銃、麻醉薬の許可者）

最重要ポジション
必要に応じて情報伝達
補助係がつく

【配置図】



捕獲活動結果

2015（平成27）年8～12月にかけて5回実施し、天上川で12頭、高橋川で2頭を捕獲しました。

（写真提供：兵庫県神戸農林振興事務所）

Topic

動物由来感染症について -イノシシが感染源となる感染症-

野生動物も病気を持っています。私たちの身の回りにすむ野生動物は、臓器、筋肉、皮膚、体毛などに、細菌や寄生虫などの病原体を持っています。

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気の総称です。これらは、人には重い影響を与えないもの、人にも非常に重い病気をひきおこすものなど様々なものがあります。

その中で、人やブタを含む様々な動物に対して、イノシシが感染源となる感染症があることが分かっています。例えば、E型肝炎、日本脳炎、重症熱性血小板減少症候群などがあり、感染症のリスクについて注意が必要です。イノシシが感染源となる感染症等についての理解を深め、正しい情報を住民や関係団体等へ提供することが必要となります。

留意すべき事項 -イノシシの市街地出没などに関連して-

- ◆ 出没させないために誘引（非意図的、意図的）をしない
- ◆ 出没した際には接触を避ける
- ◆ 出没や痕跡を確認した場合は、役所窓口等へ通報する
- ◆ 野山へ行く際は、蚊・ダニによる吸血を予防するため、長袖・長ズボンの着用、虫除け等を実施する
- ◆ イノシシは豚と共通感染する病原体を保有しているため、飼育場内へのイノシシの侵入を防止する
- ◆ 野生鳥獣の肉を食用とするときは、生食は絶対に避け、中心部まで火が通るようしっかり加熱する

参考：

- ・ 動物由来感染症について
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/docs5-7.pdf>
- ・ シビエ（野生鳥獣の肉）はよく加熱して食べましょう
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000032628.html>
- ・ 兵庫県森林動物研究センター 兵庫ワイルドライフモノグラフ6号
『兵庫県におけるニホンイノシシの管理の現状と課題』
http://www.wmi-hyogo.jp/publication/pdf/mono_monograph06.pdf

平成27年度

イノシシの保護及び管理に関するレポート

2016年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話：03(3581)3351（代表）

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

電話：03(6659)6310（代表）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。